

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茂原市長 市原 淳

市町村名 (市町村コード)	茂原市 (122106)	
地域名 (地域内農業集落名)	柴名地区 (柴名)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 20 日 (第 1 回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内で担い手の減少や農業者の高齢化等が進み、後継者不足及び今後の農地の適正な利用が懸念される。そのため、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約を図り、これらの農地を地域内外の担い手への貸付等で保全し、遊休農地の解消に努めていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

離農者や経営規模を縮小する個人農家が増加している現状から地域内の農事組合法人が主な担い手となり、農地の集積・集約化を行っていく。また、新規の就農者の確保・育成に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
農地の集積・集約化は認定農業者、農業法人、新規就農者等が担う。また、規模拡大を希望する経営体及び入り耕作を希望する農業者、新規就農者の受け入れを積極的に推進することにより、更なる農業生産の向上及び優良農地の確保・保全に努める。
（２）農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は原則として農地中間管理機構を活用し、農地の保全に努める。今後は担い手の経営意向を把握しながら農地バンクの機能を活用し、農地の保全管理体制の構築や新たな受け手へ農地中間管理機構を通じて、農業者等への貸付を進める。
（３）基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、整備事業や改善事業を活用する。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の担い手が、新規就農者に対し農業技術の教示、経営指導にあたる。また、新たな農業経営に取り組む場合は、国・県・市及び関係機関の協力・支援を得て、農業経営の安定に努める。☒
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農産物の生産性向上と経営の安定を図るため、農業支援サービスを必要とした時に本地域内の担い手が活用できるように情報の共有等の体制を整える。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策(電気柵や罠・檻の設置、追い払い等)の取り組みを目指す。
- ⑦定期的な草刈り等の保全管理に取り組む。